

御得意様 各位

弊社製品のお問い合わせについて

山王工業株式会社

東京都新宿区高田馬場2-4-23

TEL 03-3202-0071(代)

FAX 03-3209-0186

拝啓

貴社益々御清栄の段、御慶び申し上げます。

日頃より、ヘルメチック等の販売(使用)にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近弊社製品【ヘルメチックNo.F II-V】について、ホルムアルデヒドが含まれているのか？との、質問がよせられますので、ご説明申し上げます。

製品名 ヘルメチックNo.F II-V・・・灰色
主用途 防食シーラント(液状パッキン剤・液状ガスケット)

解説 水道法に基づく水質基準(厚生省令第56号)の方法による試験をし、又、JIS K-6820に基づいている、液状防食シーラントです。
日本水道協会規格(水道用ライニング鋼管用液状シーラント)『JWWA K-161』でもあり、『国土交通省機械設備工事共通仕様書』『都市基盤整備公団工事共通仕様書』にも、適合しています。
【上水道】【冷暖房】【蒸気(150℃迄)】迄、使用出来、管端面からネジ山全体及びキズ補修にも使用出来、鉄管・防食継手・各種ライニング鋼管の液状防食シーラントとして御使用いただけます。

成分	主剤	アクリル樹脂	45～55%
	分体	タルク	15～20%
		含水ケイ酸アルミニウム	10～15%
	溶剤	トルエン	25%*
	その他		2～3%

【*】この数値は代表値です。

回答 上記、成分から、ホルムアルデヒドの検出は、考えられません。
また、クロルピリホスは使用しておりません。

備考 改正建築基準法は、平成15年7月1日に施行されました。

- 規制対象とする化学物質
クロルピリホス(有機燐系殺虫剤)及びホルムアルデヒド(刺激臭のある無色の気体)とする。
- クロルピリホスに関する規制
居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
- ホルムアルデヒドに関する規制(屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度を0.08ppm以下)
 - 内装の仕上げの制限
居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の面積制限を行う。
 - 換気設備の義務付け
ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。
 - 天井裏等の制限
天井裏等は、下地材をホルムアルデヒドの発生量の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。

今回の建築基準法改正の中で、配管用の液状シーラントでの規定はございません。
また、ヘルメチックNo.F II-Vからホルムアルデヒド・クロルピリホスの検出は考えられませんので、従来通り販売(使用)して載いて、何の問題もありません。